

平成 23 年 6 月 22 日
全国卸売酒販組合中央会

全国卸売酒販組合中央会節電実行計画

平成 23 年 5 月 13 日電力需給緊急対策本部決定の「夏期の電力需給対策について」及び「政府の節電実行基本方針」に基づき、「全国卸売酒販組合中央会節電実行計画」を下記のとおり定める。

記

1 基本方針

全国卸売酒販組合中央会においては、従来、地球温暖化防止や省エネルギーの観点から、空調温度設定の適正化や照明の減灯等に取り組んできたところであるが、夏期の電力需給対策として一層の節電対策を実施し、ピーク期間・時間帯（※1）における使用最大電力を抑制するとともに、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

※1 7月～9月（平日）の9時～20時

2 実施期間

本実行計画の実施期間は、平成23年7月1日から平成23年9月30日とする。

3 目標

ピーク期間における使用最大電力を基準電力値（kW）（※2）に比して15%以上抑制することとする。

※2 原則、昨年の同期間の使用最大電力（kW）の値とする。

4 節電に係る具体的取組

空調、照明及びOA機器等に係る使用電力を抑制した上で、それでもなお抑制が必要な分については、ピーク時の主たる用途である冷房に係る使用電力を更に抑制するなど、様々な取組により目標達成を目指す。

- (1) 空調に係る節電
 - ① 冷房中の室温28度の徹底
 - ② ブラインドの適切な調整
 - ③ 節電のための軽装の励行
 - ④ 換気風量の適正化及び間欠運転
- (2) 照明に係る節電
 - ① 事務室の照明は、原則、終日3分の2消灯（昼休みは全消灯）
- (3) O A機器、その他の機器に係る節電
 - ① パソコン、プリンター等長時間使用しない時（昼休みや長時間席を離れる時）は、電源を切るかスタンバイモードに設定
 - ② コピー量の削減のため、両面及び2アップコピー等を徹底
 - ③ 冷蔵庫の温度調節を「弱」に設定
 - ④ 湯沸かし器は、使用時以外は電源を切る
- (4) 就業形態の工夫等による節電
 - ① 超過勤務の一層の削減（定時退所の励行）
 - ② 計画的な長期休暇の取得の奨励
- (5) 上記①～⑤の取組を着実に実施するための方策
 - ① 各業務に支障が生じないように配慮するとともに、職員に対してクールビズを励行するとともに、節電に関する取組について事前周知を行い、理解を得る
 - ② 上記の取組と並行して、職員に対し熱中症の予防・対策について周知し、熱中症予防を促進する。また、職員の健康状態等に配意し、熱中症とならないよう十分に配慮するとともに、万一熱中症となった場合は適切な措置を講じる

5 進捗管理の実施

使用電力の抑制を確実に実行するため、以下の進捗管理を実施する。

- (1) 実施体制
進捗管理の実施責任者として、統括責任者及び需要設備節電担当責任者をそれぞれ置くとともに、職員の節電意識の向上を徹底して図る。
統括責任者 塩本専務理事
需要設備節電担当責任者 依田庶務課長、佐久間経理課長
- (2) 検証・公表
実施期間後には、本実行計画に基づく節電対策による効果と目標の達成状況について検証、公表する。